

# 横浜市立南吉田小学校 いじめ防止基本方針

平成26年2月28日 策定  
(平成30年2月16日改訂)  
横浜市立南吉田小学校  
いじめ防止対策委員会

## I いじめ防止に向けた学校の考え方

### 1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※いじめの定義に係る用語の解釈及び留意点については「国の基本方針」による

### 2 いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成が形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失われるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

## II 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

### 1 委員会の構成員

- ・管理職（校長・副校長）・児童支援専任・教務主任・養護教諭・学年主任(学年代表)  
※状況に応じて、心理、福祉の専門家（学校カウンセラー、SSW等）の参加を求める。

### 2 委員会の運営

- ・「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回以上、定期的を開催する。また、いじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。
- ・校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

### 3 委員会の活動内容

「学校いじめ防止対策委員会」は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組む中核を担うもので、具体的活動は以下に示す。

#### (1) 未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境をつくる。
- ・「学校いじめ防止対策委員会」の存在及び活動を生徒及び保護者に周知する。

## (2) 早期発見・事案対処

- ・いじめの相談、通報の窓口を設置する。(副校長・児童支援専任)
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録を共有する。
- ・いじめ(「疑い」を含む。)を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断をする。
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

## (3) 取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正をする。
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画を行い、計画的に実施する。
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し(PDCAサイクルの実行を含む。)を行う。

# Ⅲ いじめの未然防止、早期発見、事案対処

## 1 いじめの未然防止

- ・特別活動や総合的な学習の時間を中心とした、児童の主体的な取組への支援
- ・すべての子どもが参加・活躍でき、自己肯定感や自己有用感が高まる「わかる授業づくり」
- ・人権教育、道徳教育の推進
- ・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用

## 2 いじめの早期発見

- ・いじめの定義理解を含む教職員への研修の充実
- ・いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり(情報共有の推進)
- ・定期的なアンケート、いじめ解決一斉キャンペーンの実施
- ・定期的な教育相談の実施
- ・インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育の推進
- ・保護者、地域、関係機関との連携

## 3 いじめに対する措置

- ・「いじめ防止対策委員会」での情報共有、対応方針決定、記録の作成
- ・被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導・支援
- ・保護者の協力、警察署等関係機関との連携

## 4 いじめの解消

《いじめの解消の要件》

- ①いじめの行為が少なくとも3か月(目安)止んでいること
- ②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

※いじめ事案の対応後、日常の見守り活動や定期的な相談活動を実施する

## 5 教職員等への研修

「いじめ」根絶!横浜メソッド等を活用し、児童の心理や、行為・行動の背後にある子ども同士の人間関係をとらえる教職員の能力を高める実践的な研修(児童理解研修の推進)を定期的実施する。

## 6 学校運営協議会等の活用

「まちとともに歩む懇話会」や共進中学校区・横浜吉田中学校区の「学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめ問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む。

## 7 取組の年間計画

月	内 容	
4月	いじめ防止対策委員会（今年度の活動方針等の確認） 児童指導全体会（スタンダード研修）	児童引き継ぎ 家庭訪問
5月	いじめ防止対策委員会 児童指導全体会（児童理解研修）	学校説明会
6月	いじめ防止対策委員会 生活アンケート（YP アセスメント）実施	学・家・地連携事業
7月	いじめ防止対策委員会 横浜こども会議（中学校ブロック）	地区懇談会 保護者教育相談
8月	専任教諭夏季研修に基づく校内研修	
9月	いじめ防止対策委員会 児童指導全体会（夏休み明けの児童理解研修）	
10月	いじめ防止対策委員会 児童指導全体会	
11月	いじめ防止対策委員会 児童指導全体会（いじめ防止研修）	
12月	いじめ防止対策委員会 人権週間 いじめ解決一斉キャンペーン（アンケート実施・面談）	保護者教育相談
1月	いじめ防止対策委員会 生活アンケート（YP アセスメント）実施	
2月	いじめ防止対策委員会 児童指導全体会（児童理解研修）	まちと共に歩む懇話会 学校説明会
3月	いじめ防止対策委員会（今年度の反省及び次年度に向けて）	児童引き継ぎ準備

## IV 重大事案への対処

### 1 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、  
「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

### 2 重大事態発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

### 3 重大事態の調査

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われどのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることである。

#### 4 児童・保護者への報告

学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。これらの情報の提供に当たっては、学校は、他の児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

### V いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。